

改定項目と『住家の被害認定基準運用指針』・『実施体制の手引き』の該当箇所

1. 写真を活用した判定の効率化・迅速化

- ①航空写真等を活用して「全壊」の判定が可能（例：現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等）
- 【運用指針】 p. 9, 1-5, 1-6, 1-17, 1-18, 1-45, 1-61, 2-7, 2-10, 2-45, 3-5, 3-41
 - 【実施体制の手引き】 p. 40, 42, 43, 45, 46, 56, 57, 58
- ②地震保険の手法等も参考に、被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」（損害割合 20%未満）と判定することを推奨
- 【運用指針】 -
 - 【実施体制の手引き】 p. 49, 50, 51
- ③写真の撮影・管理方法や災害種別ごとの撮影手順などを詳細に記述
- 【運用指針】 -
 - 【実施体制の手引き】 p. 111, 112, 127, 128, 129, 130, 131, 146

2. 地盤等の被害に係る判定の効率化・迅速化

- ①斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（傾斜の判定）の活用が可能
- 【運用指針】 p. 3, 1-1, 補-3
 - 【実施体制の手引き】 p. 12
- ②地盤面の亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）する場合は、外観による判定のみで「全壊」の判定が可能
- 【運用指針】 p. 1-1, 1-4, 1-5, 1-17
 - 【実施体制の手引き】 -

3. 水害に係る判定の効率化・迅速化

- ①津波、越流、がれきの衝突等の外力が作用することによる「一定以上の損傷」を「外壁及び建具の損傷程度が 50～100%」と明確化
- 【運用指針】 p. 7, 2-4, 2-5, 2-7, 2-8
 - 【実施体制の手引き】 p. 13
- ②【木造・プレハブ】の戸建て 1～2 階建てに係る外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の「全壊」の判定基準について、地震保険の手法等も参考に、「住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水」に変更。また、その他の被害の程度についても、浸水深の表現（～以上・～未満）を変更。
- 【運用指針】 p. 7, 2-4, 2-9
 - 【実施体制の手引き】 p. 104, 123
- ③第 1 次調査で床上浸水 30 cm 未満では、外力作用による「一定以上の損傷」が発生していないときは「半壊に至らない」（損害割合 20%未満）の判定が可能（「一定以上の損傷」が発生しているときは、従来どおり床上浸水 1m 未満で「半壊」と判定）
- 【運用指針】 p. 7, 2-5, 2-9, 2-12
 - 【実施体制の手引き】 -

- ④土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（潜り込みの判定）の活用が可能
 > 【運用指針】 p. 4, 2-1, 2-9, 補-3, 補-5
 【実施体制の手引き】 p. 13,
- ⑤基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合（木造・プレハブ）、又は基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量が30cm以上の場合（非木造）は、「全壊」と判定することが可能
 > 【運用指針】 p. 7, 2-4, 2-5, 2-6, 2-7, 2-10, 2-44, 2-46
 【実施体制の手引き】 ー

4. 応急危険度判定の結果を活用した判定の効率化・迅速化

- ①各種調査（被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定・地震保険損害調査・共済損害調査）との関係を整理するとともに、被災者に判定・調査の混同が生じないように、各実施主体が目的等を明確に説明することの重要性を明記
 > 【運用指針】 p. 10, 11
 【実施体制の手引き】 p. 19, 20, 21, 22, 26, 27, 95, 141, 217
- ②被害認定調査の効率化・迅速化に資する応急危険度判定の判定結果の活用等に係る記載を充実
 > 【運用指針】 p. 11, 1-5, 1-17, 1-45, 1-61
 【実施体制の手引き】 p. 20, 23, 24, 25, 40, 132

5. その他

- ①部位別構成比の見直し（木造・プレハブの場合において、内壁：15%→10%、建具：10%→15%）
 > 【運用指針】 p. 1-21, 1-35, 1-38, 2-14, 2-31, 2-35, 3-9, 3-26, 3-30
 【実施体制の手引き】 p. 16
- ②調査票様式の修正要件の見直し（修正について、都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものであること等）
 > 【運用指針】 なし
 【実施体制の手引き】 p. 85, 86
- ③地方公共団体が独自に支援する「半壊に至らない」ものについて、細分化して支援等を行っている事例を追加
 > 【運用指針】 なし
 【実施体制の手引き】 p. 52, 53, 54
- ④外壁の損傷面積の補修の見切りの考え方を追加
 > 【運用指針】 p. 1-10, 2-28, 3-23
 【実施体制の手引き】 ー
- ⑤地震による被害で、「一見して住家全部が流出し、又はずり落ちている場合」を追加
 > 【運用指針】 p. 6, 1-5, 1-17
 【実施体制の手引き】 ー